

介護保険料

1.介護保険料とは

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、市町村ごとに定められています。七宗町の保険料の基準額は73,200円で、世帯の所得状況により13段階に分かれています。保険料の納め方は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書または口座振替で毎月納めていただく「普通徴収」があります。

第2号被保険者(40歳～64歳の方)は、加入している医療保険と一緒に納めていただくことになっています。保険料の額は、加入している医療保険によって異なります。

区分	納付方法	
第1号被保険者	特別徴収	○老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額18万円以上の方 偶数月に支払われる年金から保険料が天引きされ、納付となります。
	普通徴収	○年金受給額が年額18万円未満の方 ○老齢福祉年金を受給されている方 ○年度途中で65歳になった方 ○他の市町村から転入してきた方など 納期ごとに納付書をもって、町指定金融機関で納めていただくか、口座振替による納付となります。
第2号被保険者	保険料は、国保や健保など加入している医療保険料と合わせて納めることとなります。	
(注意) 保険料の納付方法は、年金の額、種類によって異なります。		

2.所得段階別保険料額

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	年間保険料
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.285	20,860円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.485	35,500円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.685	50,140円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	65,880円
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額 ×1.0	73,200円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	87,840円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	95,160円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	109,800円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	124,440円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	139,080円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	153,720円
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	168,360円
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	175,680円

(注) 保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。